

# 公共施設のコスト計算書

施設名	栗林公園		
所在地	高松市栗林町一丁目1564番地の2	供用開始年度	明治8年
施設の種類	特別名勝、都市公園	施設設置根拠	香川県都市公園条例
設置目的	公共の福祉の増進に資する都市公園としての役割と貴重な文化財の保存と観光資源の活用を図るため		
施設運営方法	直接運営		
整備事業費		施設の概要	
		【施設】	国の特別名勝に指定されている庭園の中で、最大の広さを持つ江戸時代初期の回遊式大名庭園。明治4年に高松藩が廃され、新政府の所有となったが、明治8年、県立公園として一般公開され、現在に至る。
		【職員の状況】	
利用料金	入園料	所長 { 総務課長 — 副主幹(1)主任(2) 造園課長 — 副主幹(1)(造園)主任(5)(造園技術5名)	{ 文化財専門員(1)嘱託(4) { 主席技師(1)(管理員1名)技師(3)(造園技術3名)嘱託(3)
大人	410円		
小人	170円		

## 行政コスト計算書

【行政コスト】	平成 30 年度	(千円)			
項目	当該年度	構成比	前年度	増減	
人にかかるコスト	人件費	227,610	45.6%	231,658	△ 4,048
	退職給与引当金繰入等				
	小計	227,610	45.6%	231,658	△ 4,048
物にかかるコスト	物件費	200,919	40.3%	119,821	81,098
	維持補修費	18,129	3.6%	16,642	1,487
	減価償却費	51,287	10.3%	49,300	1,987
	その他				
	小計	270,335	54.2%	185,763	84,572
その他のコスト	公債費(利子のみ)	1,071	0.2%	1,238	△ 167
	その他				
	小計	1,071	0.2%	1,238	△ 167
行政コスト合計 ①	499,016	100.0%	418,659	80,357	

● 県債残高 (H31.3.31現在)

354,116 千円

● 利用の状況

(年間入園者数)

H28	709,839
H29	773,370
H30	713,441

(個人での利用率)

H28	88.8%
H29	90.0%
H30	89.2%

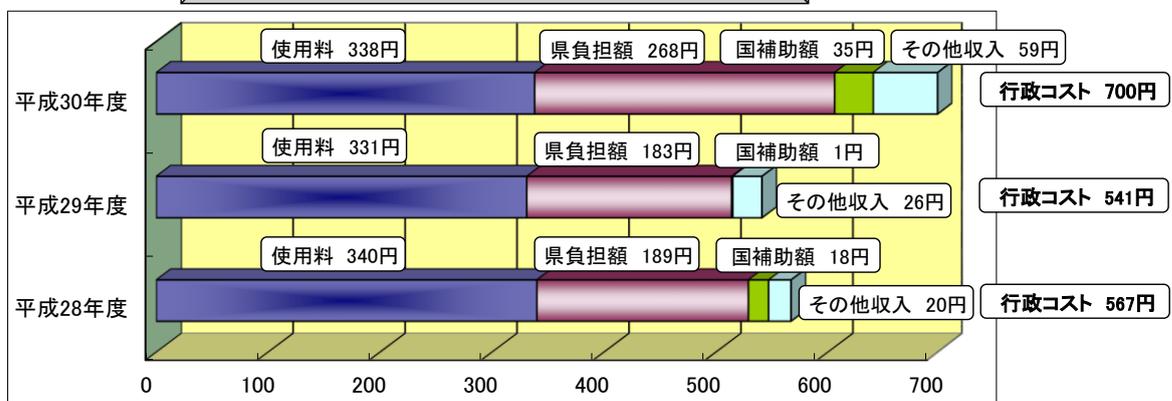
● コスト指標

(入園者1人当たりにかかるコスト)

H28	567円
H29	541円
H30	700円

【収入項目】				
使用料・手数料	241,031	48.3%	255,637	△ 14,606
国庫支出金	24,739	5.0%	1,188	23,551
その他	42,146	8.4%	20,054	22,092
計 ②	307,916	61.7%	276,879	31,037
県単独負担額 ①-②	191,100	38.3%	141,780	49,320

## 入園者1人当たりのコスト負担の状況



● コスト縮減、利用向上に向けた取組み状況

本園は、約75haにも及ぶ文化財庭園であるが、30年度についても、利用者の利便性の向上を図るため、園内既存施設の修繕等を行いつつも、園内資源を利用したり、効果的・効率的な運営により経費縮減に努めた。  
 また、入園者の増加に向けて、各種イベントの実施や接遇面の向上を目指すなど集客力を高める取組みを引き続き実施した。